

第五十一回国会
衆議院
内閣委員会
議 録 第四十三号

昭和四十一年六月七日(火曜日)

午後三時十分開議

出席委員

委員長 木村 武雄君

理事 伊能繁次郎君

理事 長谷川四郎君

理事 松澤 雄蔵君

理事 田口 誠治君

理事 相川 勝六君

理事 白井 莊一君

理事 海部 俊樹君

理事 野呂 恭一君

理事 保科善四郎君

理事 前田 正男君

理事 西ヶ久保重光君

理事 橋崎弥之助君

理事 受田 新吉君

出席國務大臣

國務大臣 安井 謙君

出席府委員

總理府總務副長 細田 吉蔵君

官 總理府事務官 (内閣總理大臣官房審議室長) 高柳 忠夫君

委員外の出席者

専門員 茨木 純一君

六月七日

委員大原亨君辞任につき、その補欠として稲村隆一君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇八号)

○木村委員長 これより会議を開きます。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

この際、御報告いたします。

去る六月二日、受田新吉君外一名から本案に対する修正案が提出されましたが、翌三日撤回されました。御了承願います。

ただいま伊能繁次郎君外九名から、本案に対し自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党共同提案をもって修正案が提出されております。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条成人の日の項の次に建国記念の日の項を加える改正規定中「二月十一日」を「政令で定める日」に改める。

附則第三項を附則第六項とし、附則第二項を附則第五項とし、附則第一項の次に次の三項を加える。

(建国記念の日となる日を定める政令の制定)

2 改正後の第二条に規定する建国記念の日となる日を定める政令は、この法律の公布の日から起算して六月以内に制定するものとする。

3 内閣總理大臣は、改正後の第二条に規定する建国記念の日となる日を定める政令の制定の立案をしようとするときは、建国記念日審議会に諮問し、その答申を尊重してしなければならない。

(總理府設置法の一部改正)

4 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中同和对策協議会の項の次に次のように加える。

建国記念日審議会

内閣總理大臣の諮問に
応じて建国記念の日と
なるべき日について調
査審議すること。

附則第四項中「附屬機関のうちの下に、建国記念日審議会は、昭和四十一年十二月十五日まで」を加える。

○木村委員長 この際、本修正案の趣旨について、提出者の説明を求めます。岩道道行君。

○岩道委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

すでに本文はお手元に配付いたしてありますので、朗読はこれを省略させていただきます。その要旨を申し上げますと、まず第一に、建国記念の日としている「二月十一日」を「政令で定める日」に改めることとあります。

第二に、その政令は、本法律公布の日から六ヵ月以内に制定するものとすることとあります。

第三に、内閣總理大臣の諮問に際し、建国記念の日となるべき日について調査審議するため、建国記念日審議会を總理府に設置することとし、内閣總理大臣は、その政令の制定の立案をしようとするときは、同審議会の答申を尊重しなければならないこととあります。

なお、審議会の設置期限は、昭和四十一年十二月十五日までとしております。

以上が、本修正案の要旨であります。本修正案が提出されるに至った経緯と理由につきましては、すでに各委員とも御承知のとおりでありますので、説明を省略いたします。

○木村委員長 これにて修正案の趣旨説明は終わ

りました。

この際、委員会を代表して、委員長として政府に対し所見を求めたいと思ひます。

政府は、建国記念日審議会の設置に際しては、その審議すべき事項の性格及び今回の三党一致の話し合いの精神にかんがみ、委員の選考及び会議の運営については、公正不偏、慎重な配慮のもとに、国民の要望にかなう結論が得られるよう最善を尽くすべきものと考えますので、この点に関する政府の見解を明らかにされたい。

○安井國務大臣 ただいまの御発言の趣旨につきまして、政府といたしましては同様に考えておりますので、審議会の人選並びに運営につきましては、十分配慮して万全を期する所存であります。

○木村委員長 これにて、原案及び修正案に対する質疑は終了いたしました。

○木村委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に付するものであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

これより採決に入ります。

まず、修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村委員長 起立議員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○木村委員長 起立議員。よって、修正部分を除いては原案のとおり可決いたしました。

以上をもって本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○木村委員長 次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時十四分散会